



経済産業部

第117回通常国会において、「電気事業者による再生可能エネルギー」電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」)が2011年8月26日に成立しました。

再エネ特措法は、再生エネルギーの開発・利用促進を図るため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入するためのものでした。平成24年7月1日から施行されました。

本制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるものです。

電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力に比例した賦課金によって回収することとしており、電気料金の一部として、国民の皆様に御負担をお願いすることとなっています。

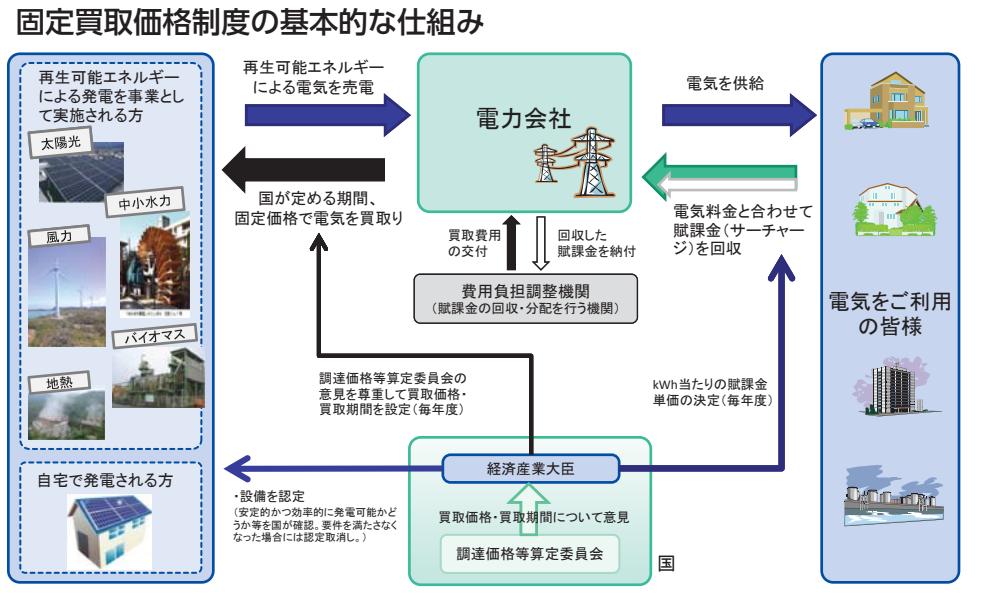
制度の概要は次のとおりです。

制度の概要

- 制度の概要**

(1) 買取価格・買取期間
・買取価格及び買取期間は、経済産業大臣が発電設備に応じて関係大臣（農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣）と協議し、消費者問題

買取期間は電気の供給開始時から再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新までの標準的な期間を勘案して定めています。



再生可能エネルギーの 固定価格買取制度について

買取価格・買取期間

電源		太陽光		風力		地熱		中小水力		
貢取区分		10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	1.5万kw以上	1.5kw未満	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
貢取価格 1kWh 当たり	税込	42.00円	42円 (※1)	23.10円	57.75円	27.30円	42.00円	25.20円	30.45円	35.70円
貢取期間		20年	10年	20年	20年	15年	15年	20年		

電源		バイオマス				
貢取区分		【メタン発酵ガス化バイオマス】	【未利用木材】	【一般木材等】	【廃棄物系（木質以外）バイオマス】	【リサイクル木材】
貢取価格 1kWh 当たり	税込	40.95円	33.60円	25.20円	17.85円	13.65円
貢取期間		20年				

(※1) 住宅用太陽光発電について

10kw未満の太陽光発電については、一見、10kw以上の価格と同一のように見えるが、家庭用についてはkw当たり3.5万円(平成24年度)の補助金を加えると、実質、48円に相当する。なお、一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税抜き価格となっている。

① 売上高千円当たりの電力使用量
 (kwh) (以下「原単位」という) が、製造業においては製造業平均値の 8 倍、非製造業においては非製造業平均値の 14 倍 (ともに原単位 5 倍) を超える事業を行なう事業者を当該事業を行なう事業者所において、当該事業に係る年間電気使用量が 100 万 kwh を超える場合 (当

電気事業者が買取に要した費用を電気料金の一部として電気の使用者が負担する賦課金の単価は次のとおりです（全国一律単価）。

〔賦課金単価〕 1 kW 時当たり 0・22 円

(4) 既存設備の取り扱い

- ・余剰電力買取制度の買取対象となつている500kW未満の太陽光発電設備については、円滑な制度への移行を図るため、再エネ特措法に基づく設備認定を受けた施設と見なされ、買取価格・期間についても引き続き既存の条件が適用されます。
- ・それ以外のRPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）に基づく設備認定を取得している発電設備については、2012年11月1日までに

① 罹災証明を受けた電気の使用者で、電気の供給を受ける電気事業者に当該損害に係る証明を受けたことを申し出たもの。

② 福島原子力発電所事故を受けて設定されていた警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内又は原子力災害対策本部が指定する特定避難勧奨地点に所在している電気の使用者（当該地域から避難するなど、現時点では対象区域外に所在する者については、電気事業者への申し出が必要）。

(3) 賦課金単価と減免制度

該事業所にて複数の事業を行つて
いた場合には、①に該当する事業に
係る電気使用量が当該事業所全体
における電気使用量の半分以上を
占める場合)。

(5) その他の
【電気事業者による買取・接続契約の
拒否】



※制度の詳細はこちらを参照してください。
<http://www.enecho.meti.go.jp/saine/kaitori/index.html>

R P S 設備認定の撤回を申し出る
と、固定価格買取制度における設
備認定を申請することが可能とな
ります（この場合、電気事業者と
のR P S 法に基づく調達契約を當
事者間の合意により解除できるこ
とが前提となる。）。撤回の申し
出をしない場合には、引き続き、
既存の条件が適用されます。

（3）賦課金単価と減免制度

【賦課金単価】
電気事業者が買取に要した費用を電気料金の一部として電気の使用者が負担する賦課金の単価は次のとおりです（全国一律単価）。
〔賦課金単価〕 1 kW 時当たり 0・22円

【賦課金の減免措置】
〔電気の多消費事業者に対する減免措置〕
次の①及び②の基準に該当する場合に、②の賦課金の 8 割を減免致します。

① 売上高千円当たりの電力使用量 (kwh) (以下「原単位」という。) が、製造業においては製造業平均値の 8 倍、非製造業においては非製造業平均値の 14 倍（ともに原単位 5 倍）を超える事業を行なう事業者

② 当該事業を行う事業所において、当該事業に係る年間電気使用量が 1,000 万 kW を超える場合（当

（4）既存設備の取り扱い

・ 余剰電力買取制度の買取対象となつて いる 500 kW 未満の太陽光発電設備については、円滑な新制度への移行を図るため、再エネ特措法に基づく設備認定を受けた施設と見なされ、買取価格・期間については引き続き既存の条件が適用されます。

・ それ以外の RPS 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）に基づく設備認定を取得している発電設備については、2012 年 11 月 1 日までに

（生）能工エネルギーの電源が設けられています。なく記録し、かつ、定めた場合には、①に該当する事業に係る電気使用量が当該事業所全体における電気使用量の半分以上を占める場合）。

該事業所にて複数の事業を行つて、該事業所に該当する事業に係る電気使用量が当該事業所全体における電気使用量の半分以上を占める場合）。